			をあ素びる高造へ除るス特製タ定造ガ備だし、へ製タ定造ガ備だし、へ造ン圧施スがし、施ド縮設に特設で水及係殊製		

○国土交通省告示第千三百二十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十四の規定により登録実務講習事務を廃止する届出があったので、同規則第十三条の二十二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　事務を廃止する登録実務講習機関の名称　宅建ダイナマイト合格スクール株式会社

二　事務を廃止する者の登録番号　（三）第二十三号

三　事務を廃止する者の住所　東京都新宿区四谷三栄町2―14　四ツ谷ビジネスガーデン

四　廃止する事務の範囲　登録実務講習事務の全部

五　事務を廃止する年月日　令和八年十月三十一日

○国土交通省告示第千三百二十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年十月十四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5900号	第一種マスト灯	ＮＳ―ＡＭ１（ＡＣ）	日本船燈株式会社	埼玉県春日部市下柳923番地
第5901号	〃	ＮＳ―ＡＭ１（ＤＣ）	〃	〃
第5902号	第一種マスト灯（二重式）	ＮＳ―ＡＭ２（ＡＣ）	〃	〃
第5903号	〃	ＮＳ―ＡＭ２（ＤＣ）	〃	〃
第5904号	第一種舷灯（紅）	ＮＳ―ＡＰ１（ＡＣ）	〃	〃
第5905号	〃	ＮＳ―ＡＰ１（ＤＣ）	〃	〃
第5906号	第一種舷灯（紅）（二重式）	ＮＳ―ＡＰ２（ＡＣ）	〃	〃
第5907号	〃	ＮＳ―ＡＰ２（ＤＣ）	〃	〃
第5908号	第一種舷灯（緑）	ＮＳ―ＡＳ１（ＡＣ）	〃	〃
第5909号	〃	ＮＳ―ＡＳ１（ＤＣ）	〃	〃
第5910号	第一種舷灯（緑）（二重式）	ＮＳ―ＡＳ２（ＡＣ）	〃	〃
第5911号	〃	ＮＳ―ＡＳ２（ＤＣ）	〃	〃
第5912号	第一種船尾灯	ＮＳ―ＡＴ１（ＡＣ）	〃	〃
第5913号	〃	ＮＳ―ＡＴ１（ＤＣ）	〃	〃
第5914号	第一種船尾灯（二重式）	ＮＳ―ＡＴ２（ＡＣ）	〃	〃
第5915号	〃	ＮＳ―ＡＴ２（ＤＣ）	〃	〃
第5916号	第一種引き船灯	ＮＳ―ＡＹ１（ＡＣ）	〃	〃
第5917号	〃	ＮＳ―ＡＹ１（ＤＣ）	〃	〃
第5918号	第一種白灯	ＮＳ―ＡＷ１（ＡＣ）	〃	〃
第5919号	〃	ＮＳ―ＡＷ１（ＤＣ）	〃	〃
第5920号	第一種紅灯	ＮＳ―ＡＲ１（ＡＣ）	〃	〃
第5921号	〃	ＮＳ―ＡＲ１（ＤＣ）	〃	〃
第5922号	第一種緑灯	ＮＳ―ＡＧ１（ＡＣ）	〃	〃
第5923号	〃	ＮＳ―ＡＧ１（ＤＣ）	〃	〃
第5924号	第一種紅色閃光灯	ＮＳ―ＡＦＲ（ＡＣ）	〃	〃
第5925号	〃	ＮＳ―ＡＦＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5926号	第二種紅色閃光灯	ＮＳ―ＢＦＲ（ＡＣ）	〃	〃
第5927号	〃	ＮＳ―ＢＦＲ（ＤＣ）	〃	〃
第5928号	第一種緑色閃光灯	ＮＳ―ＡＦＧ（ＡＣ）	〃	〃
第5929号	〃	ＮＳ―ＡＦＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5930号	第二種緑色閃光灯	ＮＳ―ＢＦＧ（ＡＣ）	〃	〃
第5931号	〃	ＮＳ―ＢＦＧ（ＤＣ）	〃	〃
第5932号	操船信号灯	ＮＳ―ＭＬ１（ＡＣ）	〃	〃
第5933号	〃	ＮＳ―ＭＬ１（ＤＣ）	〃	〃

○国土交通省告示第千三百二十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工エンジン＆ターボチャージャ株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3000番地	内燃機関（シリンダの径が450ミリメートル未満のものに限る。）	令和８年10月13日から令和13年10月12日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃